

令和6年度サイバーセキュリティ経済基盤構築事業（サイバー攻撃等国際連携対応調整事業）に係る入札可能性調査実施要領

令和6年1月4日
経済産業省
商務情報政策局
サイバーセキュリティ課

経済産業省では、令和6年度サイバーセキュリティ経済基盤構築事業（サイバー攻撃等国際連携対応調整事業）の受託者選定に当たって、一般競争入札に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1登録様式に記入の上、5. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

本事業は、特に民間企業におけるサイバーセキュリティへの対応を進めることを目的として、コンピュータセキュリティインシデント等のサイバー空間上のセキュリティに関する事象（以下「インシデント」という。）に対応するため、国内外の関係者との連絡調整等のコーディネーション機能を担う事業である。

主な内容としては、国内企業等における情報システムや制御システムに対するインシデント対応支援や被害拡散の抑止、インシデントの発生原因となるソフトウェア等の脆弱性について製品開発者等関係者の迅速な対応を促すことによるインシデント被害の発生未然防止を目的として、国内外関係者と調整を図りながら、日本の民間部門における窓口CSIRTとして、対応を実施する。

なお、事業の実施にあたっては、サイバー攻撃には国境という概念がないため、海外の窓口CSIRTや国内外のCSIRT等関係者とMOUを締結している等、密に連携できる関係を備えていることが必要である。さらに、本事業は、いつ発生するか分からない重大インシデントに備えるため、前年度から途絶えることなく令和6年4月1日より上記関係を構築している必要がある。

(2) 事業の具体的内容

本事業は、次に示す①～③の内容について、経済産業省との協議の上、事業を実施するとともに、④のとおり報告書を作成する。

① インシデント対応等

- ・ 企業等の組織内の情報の窃取やサービス運用妨害等を目的とするサイバー攻撃等のインシデントに関する対応依頼を受け付け、国内外の CSIRT 等と連携し、迅速かつ円滑な状況把握や被害の拡大を最小限に抑えることを目的に、対応・分析支援・調整（インシデントの原因となる攻撃等の活動を行っているサイトの停止、閉鎖の依頼等）を通じて問題解決を行う（2022年度は24,419件発生。）。さらに、知見蓄積のため、インシデント対応後も攻撃手法や脅威の分析・解析を実施する。
- ・ 分野や属性を問わず様々な企業等がインシデントの被害組織となり得るため、被害組織が所有する機密情報に対して十分配慮した中立的な対応を行う。
- ・ 海外からインシデントに関する対応依頼があった場合も、問題解決に向けて国内関係者と調整等を行う。
- ・ 制御システムへの不正アクセス行為等のインシデント対策として、製品開発ベンダによる対策を促進・支援するため、国内外の関係者から報告された脆弱性関連情報やインシデント情報の流通、制御システムを使用する業界・事業者に向けた普及啓発（制御システムのリスクアセスメントを含む）を行う。
- ・ インシデント対応、マルウェアの分析及び国内外のコミュニティ活動への参加等を通じて得た情報セキュリティに関する脅威や効果的な対策に関する有益な情報を円滑に共有するため、国内外関係機関と密に連携する等により、普段より信頼関係を構築する。

② ソフトウェア製品脆弱性対応等

- ・ インシデントの発生・拡散を未然に防止するため、ソフトウェア製品の脆弱性（制御システム機器に関するものを含む）に関する情報の適切な流通を図ることができる関係者間調整（ソフトウェア製品開発者と脆弱性対応に係る調整、対応支援、抑止支援等）、脆弱性情報の公表、脆弱性の低減方策の検討等を行う。
- ・ ネットワークの観測及び国内外関係機関との連携により得られたソフトウェア製品の脆弱性等に関する情報に基づく事前対策情報の発信を行う。
- ・ 上記情報を幅広く収集し発信するため、普段より国内外におけるネットワークを観測する体制や、国内外関係機関と情報交換が円滑に実施できる体制を構築する。

③ グローバルサイバー脅威対応

- ・ 国際的な枠組みに参画し、そのネットワークや情報を有効に活用し上記施策を効率的に実施する。具体的には、アジア太平洋地域における CSIRT 連携の枠組みである APCERT Asia Pacific Computer Emergency Response Team) への参画及び事務局の運営支援、世界的な CSIRT 連携の枠組みである FIRST (Forum of Incident Response and Security Team) への参画、IWWN (International Watch and Warning Network) や National CSIRT Meeting、CNA (Common Vulnerabilities and Exposures Numbering Authority, 世界的脆弱性管理組織) 等の各国 National CSIRT (窓口 CSIRT) が参加する連携強化の枠組みへの参画等。
- ・ 攻撃者が悪用するグローバルな脅威や攻撃基盤等の問題に対し、各国の CSIRT や海外関係機関と連携して対応・対策を実施する。
- ・ 窓口 CSIRT 等、サイバー攻撃に対する国際的な連携対応体制が構築されていない国のネットワークを踏み台にして、我が国を含む世界各国へのサイバー攻撃が行われた際には、当該国のサーバを停止する等の対応が困難である。そのような事態への対処として、当該国へ専門家を派遣して現地で指導したり、当該国の人材を受け入れて OJT での訓練を実施したりすることで、当該国における窓口 CSIRT 等の構築を支援する。

④ 報告書の作成

上記①～③の結果を取りまとめて報告書を作成する。

(3) 事業期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで (予定)

(4) 事業実施条件

1. (2)①から④を着実に遂行することが可能な知見、経験、体制を有すること。

具体的には、日本の民間部門における窓口 CSIRT として、国内外の関係組織との密な連携が必要となるため、①多くのインシデント対応の経験や、②海外の窓口 CSIRT をはじめとする関係者とのパートナーシップ契約や MOU の締結、長期の連携等により培った信頼関係、③被害組織が信頼してインシデント情報を提供できる中立性を有すること。

2. 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、5. に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和6年1月12日（金）

12時00分までに登録してください。(事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。)「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

令和6年1月15日(月) 16時00分

3. 参加資格

- ・ 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・ 提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託(委託業務の一部を第三者に委託することを行い、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。)を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・ 事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・ 再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・ 報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）

②総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

＜事業類型＞

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下のURLの通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ・ 契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定）、④報取扱者名簿及

び情報管理体制図（別添２）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。なお、本事業は、令和６年度当初予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、落札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者とするものとします。

- ④一般管理費の算出に当たっての率は８％もしくは、「委託事業事務処理マニュアル」に記載の計算式によって算出された率のいずれか低い率とします。
- ⑤再委託・外注費を計上する業務がある場合は、「委託事業事務処理マニュアル」の「１１．再委託・外注費に関する経理処理」に記載する「入札公告等において別途指示する大規模事業の場合の処理」を行ってください。
- ⑥事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定することとなりますが、履行体制図記載の再委託先、外注先及びそれ以下の委託先に対しても、委託契約書に基づき、同様の現地調査等を実施することがあります。また、事業期間中において、事業終了後における支払額の確定行為の負荷の分散及び誤認識、誤処理等の速やか是正等を目的とする中間検査を原則実施します。
- ⑦委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・提案書等に添付された「再委託費率が５０％を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成すること。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとする。

- ⑧委託契約書の規定に基づき提出された履行体制図について、契約締結時及び事業終了後、経済産業省ホームページで公表します。不開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。
- ⑨「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和５年４月３日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等におけ

る人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

5. 提出先・問合せ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課 澤田 宛て

TEL 03-3501-1253

E-mail bzljoho-sec@meti.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

6. 提出期限

2024年1月25日(木) 12:00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札を実施することがあります。

(別 添 1)

(様 式)

年 月 日

入札可能性調査 登録用紙

事業者名

住 所 : _____

商号又は名称 : _____

代 表 者 氏 名 : _____

連絡先

T E L :

F A X :

E-mail :

担当者名 :

公募要領に示された事業内容、事業実施条件等について熟読し、承知の上、登録致します。

また、登録に当たっては、以下の項目に関して、四角枠に宣誓（チェック）を行ってください。

☐参加資格に挙げた要件を満たしている。

☐一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人である場合については、同法第128条又は同法第199条に基づく貸借対照表等の公告を実施している。

☐会社法等、遵守すべき法令を遵守している。

(別添2)

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

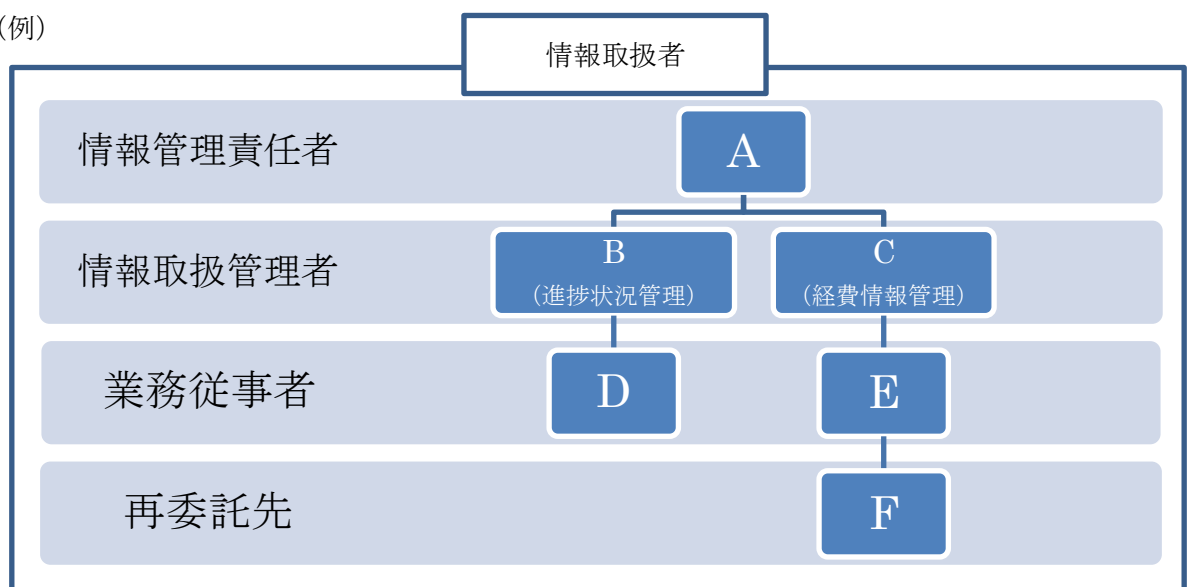
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- ・ 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

別添

再委託費率が50%を超える理由書

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

1. 件名

令和6年度サイバーセキュリティ経済基盤構築事業（サイバー攻撃等国際連携対応調整事業）

2. 本事業における再委託を有する事業類型

※「4. 留意点②＜事業類型＞」に記載のある事業類型「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」のいずれかを記載してください。

※また、特段の定めがない場合は、「－」を記載してください。

3. 本事業における主要な業務（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理）の内容

※「2. 本事業における再委託を有する事業類型」に対して、提案内容が合致する理由も含めてご記入ください。

「－」を選択した場合は、事業類型に合致する理由の記載は不要です。

＜記載例＞

本事業における主要な業務は、・・・であり、その他関連業務として・・・を実施する上で、事業類型（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）が示すように、（落札者）と委託、外注先の業務体系が（事業類型Ⅰ～Ⅲの内容）のような関係となる。

4. 再委託費率

※再委託（契約書上の再委託：第7条1項（消費税込み））÷総額（消費税込み）×100により算出した率。

●●. ●%

5. 再委託先（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む）及び契約金額等

再委託名	精 算 の 有 無	契約金額（見込 み）（円）	比率	再委託先の 選定方法又は理由※	業務の内容及び範囲
【例】未定 [再委託先]	無	10,000,000	20.0%	相見積もり	・・・等の各種データ収集・提供
【例】〇〇（株） [再委託先]	有	20,000,000	40.0%	一者選定 理由：〇〇 （株）については、・・・ を実施出来る唯一の事業者である ため等。	コールセンター
【例】△△（株） [再々委託先]	無	2,000,000	—	〇〇	・・・
【例】□□（株） [再々委託先]	無	3,000,000	—	〇〇	・・・

※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを
選定理由とすることは認められません。

※金額は消費税を含む金額とする。

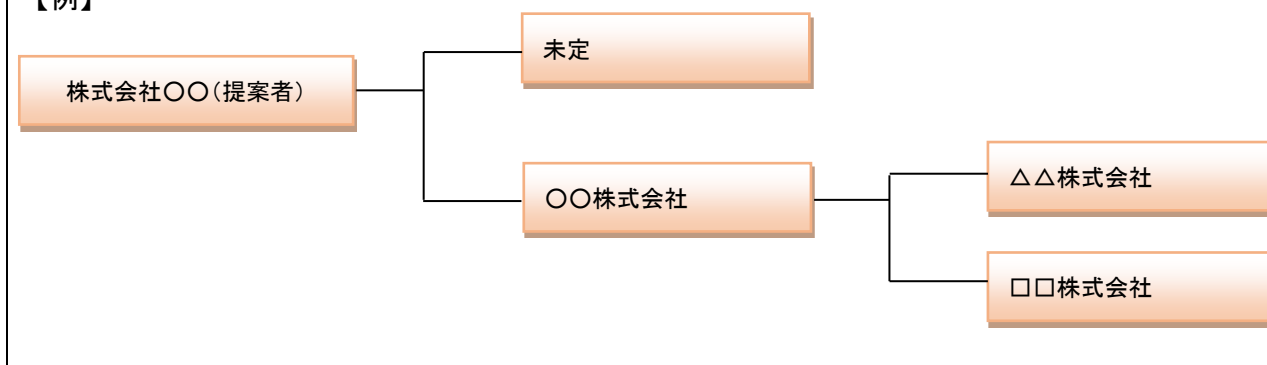
※再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先の契約金額を含めた情報を記載すること。

※比率は、事業費総額に対する再委託の割合（再々委託先及びそれ以下の委託先は記入不要）

※一者選定の場合は、当該事業者でなければ事業を実施出来ない理由を記載すること。

6. 履行体制図

【例】



7. 再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）が必要である理由及び選定理由

＜記載例＞

〇〇調査事業の性格上、・・・・・・の要素が、事業実施の上では必要不可欠であり、再委託・外注をせざるを得ない。その上、以下のような事業者へそれぞれ必要な内容の再委託・外注をする。また、（2. 記載の内容のとおり）については、同社で実施することで事業における主要な業務は、再委託・外注していない。

●●（株）：・・・分野における各種データ収集・分析については、●●（株）の有する・・・・・・を活用して実施することが必要不可欠であるため、●●（株）に再委託する。

〇〇（株）：

△△（株）：

■■（株）：

▲▲（株）：

※本理由は開示請求があった場合は、原則開示となる文書であることを前提に記入すること。

※再委託費率が50%を超える理由は開示請求があった場合は、原則開示となる文書となるため、不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、該当部分を（別紙）として本紙の様式に沿って分けて作成すること。